

第 110 回調達価格等算定委員会

日時 令和 8 年 1 月 7 日（水） 14：59～16：25

場所 オンライン会議

1. 開会

○事務局

定刻より 1 分少々早い時間になりますが、皆さまおそろいですので、ただ今から第 110 回調達価格等算定委員会を開催いたします。皆さまにおかれましてはご多忙にかかわらずご出席くださり、誠にありがとうございます。

オンライン開催に当たって、事務的留意点を 2 点申し上げます。1 点目、委員会中はビデオをオフの状態にてお願いします。ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にてお願いします。2 点目、通信トラブルの際には、事前にご連絡をしております事務局のメールアドレス、電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

皆さま、こんにちは。年明け早々ご参集いただきまして、ありがとうございます。早速ですけれども、本日の議事に入りたいと思います。まず、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局

事務局です。インターネット中継でご覧の皆さまは、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。配布資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料 1「太陽光発電について」、参考資料 1、一般社団法人太陽光発電協会提出資料をご用意しております。

2. 議題

太陽光発電について

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは早速、議事に入りたいと思います。まず、事務局か

ら資料1に基づきご説明をお願いいたします。

○事務局

事務局です。資料1、太陽光発電についてご説明申し上げます。2ページ目です。本日もご議論いただきたい事項、太陽光発電に係る各種の論点、(1)から(6)をご覧ください。右下で申し上げますと、26年度、27年度以降の各種論点について本日もご議論いただけたらと考えております。ただ、27年度にFIT制度のみ認められる対象や26年度の入札上限価格、26年度の低圧事業用太陽光発電の地域活用要件などについては別日の委員会でご議論いただければと考えております。

2ページ目から16ページ目まで、秋から議論を開始しておりますこれまでの委員会における各種の関係する論点、そして太陽光発電の認定／導入容量、10ページ目です。導入、買取価格など各種の参考資料を改めて添付しております。

17ページ目です。この太陽光発電を取り巻く状況として、PPAと呼ばれております需要家との直接の再エネの調達方法ということが開始されておまして、18ページ目になりますが、民間の調査会社の調査によりましてオフサイトコーポレートPPAの年間締結容量は21年以降増加傾向にありまして、24年における全体の締結容量のうち約75%が太陽光発電になっていると。FIT／FIPのみによる形ではなくて、PPAという形が徐々に拡大してきているという状況について添付しております。

19ページ目以降について、特に太陽光発電（地上設置）を取り巻く事業規律ということを昨秋以降議論しております。20ページ目になりますけれども、関係省庁連絡会議を3回開催いたしまして、関係法令の総点検を行った上で太陽光発電事業についての公益調整に係る関係法令の見直しを行っております。

昨年末、21ページ目になりますが、関係閣僚会議を開催いたしまして大規模太陽光発電事業に対する対策パッケージを決定しております。22ページ目はその概要になりますが、大きく3つの柱になりますが、1つ目の柱として、不適切事案に対する法的規制の強化など環境アセスの対象の見直しや実効性の強化、文化財保護法、森林法などについての運用を適切に行っていくこと。電気事業法においても今年の通常国会に法案の提出を目指し、保安規制の強化などを考えております。

2つ目の柱として、地域の取り組みとの連携強化。さまざまな関係法令の事務が自治体の事務とされているという中で、国と地方が連携をして適切な対応を行っていくという連携枠組みを行うということとしております。

3つ目の柱としては、地域共生型への支援の重点化としてこの委員会でも秋から議論を開始していただいておりますが、地上設置になりますけれども、FIT／FIP制度による支援に関し、27年度以降の事業用太陽光について廃止を含めて検討ということがこの閣僚会議の中でも取りまとめがされているということでございます。

23ページ目以降、この取りまとめのパッケージの参考資料を付けておりますが、私の冒

頭の説明からは割愛をさせていただきたいと考えております。

それでは本題に入りたいと思います。冒頭6点あると申し上げましたが、1点目、26年度の事業用太陽光（地上設置）の調達価格・基準価格についてになります。32ページ目以降、コスト動向の分析になります。資本費およびその資本費に関係することになりますが、設置年度別に資本費を見ると全体的に低下傾向、特にパネル費用が低下傾向ということが見て取れております。

33ページ目です。システム費用ですね。システム費用を見ますと、長期間で見るとその水準は低下傾向にありまして、同じ設置年では少しばらつきが見られますがおおむね同水準となっているという状況がございます。

34ページ目です。パネルの費用になりますが、こちらは定期報告データ分析をしますと、パネル費用の平均値の推移はいずれの規模帯についてもコストは低下傾向にあるという状況が見て取れます。

35ページ目です。DCベースのパネル費用になりますが、これも同様にいずれの規模帯においても低下傾向であるということになります。

36ページ目です。工事費についてです。定期報告データの工事費の平均値の推移を見ておりますが、24年から25年にかけて低圧の案件では低下傾向にあり、高圧の案件は増加という傾向が見て取れるということになってございます。

続きまして38ページ目です。これまでも太陽光発電に関しては、トップランナーのコスト動向の分析をしてきております。

システム費用について、足元のトップランナー水準が3年後にどの程度の水準に位置するかということに着目して想定値を設定してきております。トップランナー水準の過去3年程度を見てみますと、トップランナー水準は上位36%ぐらいを水準として、26年度の地上設置の想定値は25年の地上設置（50kW以上）の上位36%水準、そして26年の地上設置の10～50kWの想定値は上位36%水準ということで考えられまして、それぞれこの状況に当てはめてみますと、地上設置の50kW以上については25年度の想定値をやや上回りますが、地上設置の10～50kWについては25年度の想定値を下回ると、こういう状況が見て取れるということでございます。

39ページ目です。システム費用についてですね。歴年の経過を見てみますと、全ての規模で低下傾向にあります。平均値の内訳を見ますと、太陽光のパネルが約33%、工事費が33%、残りがそれ以外ということになります。

また41ページ目以降、土地造成費についてのデータになります。こちらの定期報告データを分析しますと、昨年度設定した26年度の想定値の0.9万円/kWを上回るということでもあります。ただ、平均値については一部の高額の少数案件に引き上げられておりまして、分布としては4万円/kW以下の案件がほとんどであるということが分布からは確認ができるということでもあります。42ページ目です。この造成費について20年から25年に設置された案件のトップランナー分析を行うと、こちらについてはコスト上昇傾向にあるとい

うことが見て取れます。

43 ページ目です。こちらは接続費になりますが、定期報告データを分析しますと、平均値、中央値ともに 26 年度の想定値 1.35 万円／kW をやや上回るという状況です。44 ページ目です。トップランナー分析をこちらも行いますと、24 年から 25 年にかけてコストの上昇が見られるということでもあります。

45 ページ目です。運転維持費について定期報告データを分析をしますと、平均値、中央値それぞれ 26 年度の想定値 4.2 万円／kW／年とおおむね同水準ということになります。

46 ページ目です。設備利用率についてになりますが、昨年と同様に直近の設備利用率 50 kW 以上の地上設置上位 15% 水準を参照しますと、それぞれ 26 年度の想定値とおおむね同水準ということが確認ができると、表の中でも確認いただけると思います。

48 ページ目をご覧ください。以上の点を踏まえまして、26 年度の事業用太陽光発電（地上設置）の調達価格・基準価格の案を記載しております。コストデータの動向になりますが、システム費用は昨年度設定した 26 年度の想定値をやや下回り、土地造成費、接続費については 26 年度の想定値をやや上回ると。運転維持費、設備利用率については 26 年度の想定値とおおむね同水準ということでもあります。失礼しました。

事業用太陽光（地上設置）50 kW 以上について、システム費用、土地造成費、接続費については昨年度に設定した 26 年度の想定値を上回る。運転維持費、設備利用率については 26 年度の想定値とおおむね同程度ということになっております。

こうした中で、調達価格・基準価格の設定方法になりますが、運転年数については 25 年度は 25 年間の運転を想定しておりました。これは引き続き 26 年度の想定値を据え置くこととしてはどうかと考えております。

運転維持費については、先ほど申し上げましたコストデータに基づけば、それぞれ昨年想定した想定値とおおむね同程度であるということから想定値を据え置くこととしてはどうかと考えております。

設備利用率についても、昨年度設定した 26 年度の想定値とおおむね同程度でありますので想定値を据え置くこととしてはどうかと考えております。

49 ページ目です。調達価格・基準価格の設定ということについてであります。105 回の委員会において、自立化に向けた取り組みがなされているのか、コストデータの上昇について特に効率的に実施された場合においても生じるものかを確認した上で総合的に判断をしながら、コストデータの上昇があればそれを価格に適切に反映していくことの方針を確認してございます。

今後の F I T / F I P 制度におけるこうした基本的な方針の下で、太陽光の地上設置についての方針を確認していきますと、自立化に向けて取り組みがなされているかという①との関係については、太陽光発電（地上設置）F I T 制度開始以降、コストダウンが着実な進展をもって自立化に向けた取り組みがなされているということが確認できるのではないかと考えております。

その上で②の関係で申し上げますと、最新のコストデータに上昇が見られたというものは、事業用太陽光発電（地上設置 50kW以上）のシステム費、事業用太陽光発電（地上設置）全体における土地造成、接続費であります。これらについては特に効率的に実施されている場合においても上昇が見られるのかを確認する必要がありますが、直近5年間におけるコストデータを見ますと、接続費、土地造成費については特に効率的に実施された場合についても上昇が見られたと。一方で 50kW以上のシステム費用のコストは着実に低下しており、上昇は見られなかったということでもあります。

こうした点を踏まえると、接続費、土地造成費については想定値を引き上げると。50kW以上のシステム費のコストデータの上昇というものは見られなかったという一方で、足元複数年について実際のコストデータが想定値を上回ってきたものの想定値を据え置いてきたということがございます。

引き続き効率的な事業の実施を促すということが重要という方針は堅持しつつ、確認された基本的な方針を踏まえ、足元においてコストデータの上昇が継続的に見られているということも含めて総合的に判断をし、コストデータの上昇分を価格に適切に反映していくこととしてはどうかと考えております。

また、事業用太陽光発電について想定値を決めた結果、26年度の価格を上回るという場合にあっては改めて想定値を設定していくこととしてはどうかとも考えてございます。これは、第108回の本委員会において確認された方針に基づいて、こうした形で進めることができると考えております。

51 ページ目です。27年度以降の事業用太陽光の地上設置の取扱いについてであります。52 ページ目、53 ページ目、54 ページ目と、この調達価格等算定委員会において事業用太陽光の地上設置を取り巻く各種の論点について議論をいただきました。昨年度の委員会から、このFIT/FIP制度によらない形での導入を目指していくという自立化に向けて、事業用太陽光の取扱いについては議論を重ねてきていただきました。また本委員会とは別に、54 ページ目になりますけれども、大量導入小委員会におきましても、電源横断的な形で支援の是非などについて秋において議論を重ねてきていただいたということでもあります。

56 ページ目、57 ページ目、12月16日において本委員会で事業用太陽光の自立化支援の是非についてご議論いただいた資料についても記載をしております。これまでの議論も整理しながら、今後の取扱いについて58 ページ目に記載をしております。

まず重ねての説明になりますが、第109回の本委員会において事業用太陽光（地上設置）に係る27年度以降の取扱いについて方向性の確認を行っております。①技術の進展状況を考慮した際に、FIT/FIP制度からの自立の時期が到来しつつある状況、太陽光発電に係る課題、特性を踏まえた支援の重点化の方向性を確認した上で、支援の廃止を含めてその必要性について検討を行うと。最新のコストデータを踏まえて方針を議論すること。

そして②地域共生が図られた形で導入される太陽光発電への支援の重点化についても検

討を行っていくこと。

③26年度については既に事業者による今年度中の具体的な事業の着手ということが通常のスケジュールから想定されますので、その事業の予見性に配慮するという観点から、慎重な取り扱い、先ほど申し上げましたとおり支援は実施をしていくということが必要ではないかということを議論をしてみました。

その上で、足元における事業用太陽光についての最新のコスト動向、入札状況を踏まえますと、FIT制度開始以降、認定量、導入量ともに大幅に拡大をしてきたこと。

②FIT制度開始から現在にかけて、全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現されてきたこと。特に足元では競争が働き、入札上限価格を下回る落札が継続的に見られていることや、入札回によっては入札上限価格を大幅に下回る落札も見られていること。

③コストの効率化に加えて、PPAによる収益の確保等によりFIT/FIP制度によらない案件の形成も見られるようになってきたこと。

そして④ですが、こうした導入拡大、コスト低減が実現してきている一方で、自然環境、安全、景観等の地域共生上の課題が顕在化し、これは一部になりますけれども、いわゆる負の外部経済性が生じているのではないかといった指摘がなされるという状況にも至っております。

以上の点を総合的に勘案し、現在支援対象区分となっております事業用太陽光発電（地上設置）については、27年度以降FIT/FIP制度における支援の対象外とすることとしてはどうかと考えております。

一方で再エネ導入拡大ということは引き続き極めて大事だと考えておまして、例えば屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を推進していくということは大変重要であると考えております。こうした地域共生が図られた形ということで期待される太陽光発電の類型などにつきましては、詳細の検討を大量導入小委員会において電源横断的な観点から行うこととし、支援の重点化を行う対象等の27年度以降の太陽光発電への具体的な支援の在り方については、来年度の本委員会において検討、決定することとしてはどうかと考えております。

続きまして3点目、26年と27年度の事業用太陽光（屋根設置）の調達価格・基準価格についてです。60ページ目以降、コスト動向を分析しております。資本費についてですが、設置年別の経緯を見ますと、21年以降は一定の費用の水準で推移をしております。

61ページ目です。認定年度、設置年数別にシステム費用を見ますと、長期間で見るとシステム費用の水準で低下傾向にありまして、同じ設置年では少しばらつきは見られますがおおむね同水準となっております。

62ページ目、パネル費用について設置年別の推移ですが、平均値の推移ではいずれの規模帯においてもおおむねコストは低下傾向にあるということになります。

64ページ目です。定期報告データに基づいて工事費について平均値の推移を見たところ、

全体としてはやや低下傾向にあるということが見て取れるということでもあります。

66 ページ目です。システム費用についてトップランナー分析を行っております。地上設置と同様の考え方になりますが、24年度におけるトップランナー水準は上位26%ということをおおむねの想定値と設定することが考えられますが、直近複数年でのコストデータのばらつきが大きいということを踏まえますと、今後のトップランナー水準は20~40%水準を基本としつつ、上位38%をトップランナー水準とすると、26年度の想定値とおおむね同水準となるということがデータ上分かるという状況になっております。

続きまして67ページ目です。システム費用ですけれども、システム費用の設置年別の推移になりますが、おおむね全ての規模で低下傾向にあります。平均値の内訳を見ますと、太陽光パネルが約38%、工事費が32%という状況になります。

69ページ目です。屋根設置については土地造成費を要しておりません。70ページ目、接続費について定期報告データを分析しますと、平均値に着目をしますと想定値0.3万円/kWを上回りますが、中央値に着目すると想定値と同程度の水準となっております。

71ページ目、設備利用率です。昨年と同様に直近の設備利用率50kW以上の上位26%水準を参照すると14.4%となり、26年度の想定値とおおむね同水準ということになります。

73ページ目です。自家消費分の便益です。自家消費比率の実績に着目しますと、全設置期間平均で17.6%、特に直近の設置年については自家消費率は36%程度となっております。低圧の事業用太陽光10~50kWに対しては30%超の自家消費を求めているということの効果が見られているという状況になっております。自家消費の便益は、これまでと同様の考え方に基づきまして、大手電力の直近10年間の産業用電気料金単価の平均値に消費税率を加味しまして20.45円/kWhとなります。

以上を踏まえまして74ページ目です。26年度、27年度の事業用太陽光（屋根設置）の調達価格・基準価格についてですが、屋根設置の10kW以上については、システム費用、土地造成費、接続費、運転維持費、設備利用率について昨年度設定した26年度の想定値とおおむね同水準となりますので、想定値については据え置くこととしてはどうかと考えております。

自家消費率、自家消費分の便益については昨年度設定した想定値をやや上回る水準となっておりますが、一番下になりますけれども、足元の変動状況やウクライナの影響を受けた21年、22年を含んだ水準となっているなど総合的に勘案しまして、昨年度設定した26年度の想定値を維持することとしてはどうかと考えております。全体の想定値を整理したもののについては75ページ目をご覧ください。

76ページ目以降、27年度以降の初期投資支援スキーム（住宅用太陽光）の取り扱いについてになります。

77ページ目です。この屋根設置型の太陽光発電について、国民負担が増えない範囲で、初期投資の支援を行う期間、価格について、自家消費の促進にも配慮しつつ投資回収の早期化効果の最大化を図るという方針の下で初期投資支援スキームということを導入してご

ざいます。このうち事業用太陽光の取り扱いについて論点の積み残しとなっております、78 ページ目をご覧ください。

昨年度の委員会において、住宅用の太陽光に適用する初期投資支援スキームについて、支援期間の短縮を採用して小売電気事業者の買い取りメニューによる売電を行ったほうが階段型の価格よりもより大きな収益を確保できる可能性があり、支援期間の短縮が適切であるとの議論が行われました。その上で、階段型の価格設定についてF I T制度によらない事業モデルの構築に一定の時間を要すること、事業者に予見可能性が担保されるよう、一定の猶予期間を設定する観点から 26 年度まで適用することとし、その上で 27 年度以降の取り扱いについては来年度以降の本委員会で議論するという事として意見がまとめられました。

一方で、昨年度の議論を踏まえて住宅用太陽光における導入等の実態を精査すべく、再度事務局が業界団体に対して改めてヒアリングを行いました。本日、一般社団法人太陽光発電協会から、参考資料の 1 として資料の提示もいただいております。

われわれ事務局としてヒアリングを行いましたところ、昨年度の本委員会における議論を踏まえて、P P A 事業における F I T 制度を前提としないビジネスモデルの構築に向けた協議が金融機関との間で行われているところではありますが、結論を得るまでに一定の期間を要するという事、また F I T 制度における支援期間終了後には住宅用太陽光発電を設置する各家庭等が小売事業者と契約を結ぶこととなりますが、当該契約が単年度契約であることを踏まえ、住宅用太陽光発電を設置する各家庭等からは買取期間が 10 年間から短縮されることについて懸念が示されているというご意見を頂いております。

住宅用太陽光についても、他電源と同様に早期の自立化を目指していくという方向性ということ踏まえれば、早期に支援期間の短縮を適用していくことが望ましいと考えられる一方で、この初期投資支援スキーム自体が住宅用太陽光の導入促進を図ることを目的として制度を導入したということでもあります。一方で、こうした今のヒアリングなどを通じて、支援期間の短縮の適用に対して事業者やご家庭などから懸念の声が示されたということについては適切に考慮する必要があるのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、支援期間の短縮の適用に当たっては引き続き F I T 制度を前提としないビジネスモデルの構築、自立化に向けた業界団体等による取り組みの継続を前提としつつ、さらに 2 年程度の準備期間を設けることとし、29 年度に支援期間の短縮の適用を開始することを基本とすることとしてはどうかと考えております。

(4) です。この初期投資支援スキームの認定開始が 25 年 10 月であることを踏まえて、自家消費の動向に与える影響についての把握をすべく 26 年度よりモニタリング体制ということ構築したいと考えております。具体的には再エネ特措法に基づいた定期報告において以下の表の項目について情報収集を行い、結果について今後の本委員会において事務局からご報告することとしたいと考えております。

81 ページ目以降、26 年度、27 年度の住宅用太陽光 (10 k W 未満) の調達価格について

になります。コスト分析を 82 ページ目以降しております。システム費用について新築案件、既築案件ともに低下傾向にあります。23 年度以降はやや増加傾向にもあると考えております。平均値の内訳を見ますと、太陽光パネルが 47%、工事費が 29%を占めるという状況にあります。

システム費用のトップランナー分析を行いますと、過去 5 年間の案件それぞれ推移を見てみますと、引き続き 30%というのがトップランナー水準に相当すると考えております。この 30%のトップランナー水準に着目をしますと、25.6 万円/kWh と想定値とおおむね同水準になってございます。

84 ページ目、設備利用率になります。設備利用率について 25 年 1 月から 8 月の間に収集したシングル発電案件の平均値 14.1%とありまして、これまでの委員会と同様に過去 4 年間に検討した数値の平均を取ると 14.2%となり、想定値とおおむね同水準ということになってございます。

85 ページ目です。余剰売電比率・自家消費分の便益についてです。余剰売電比率について先ほど申し上げましたシングル発電案件を分析しますと、平均値 64.8%、中央値 60.7%であり、想定値とおおむね同水準ということでもあります。自家消費の便益は、これまでと同様の考え方にに基づき、大手電力の直近 10 年間の家庭用電気料金単価の平均値に消費税率を加味しますと 27.86 円/kWh となるということになってございます。

86 ページ目です。調達期間終了後の売電価格についてですが、各小売電気事業者が公表している買い取りメニューにおける売電価格を基にこれまで設定してきました。今回 2025 年 12 月時点で確認された買い取りメニューにおける売電価格を確認したところ、平均値は 10 円、中央値は 9.5 円になってございます。

以上を踏まえまして、87 ページ目です。26 年度、27 年度の住宅用太陽光（10kW 未満）の調達価格の案になります。資本費、システム費用、設備利用率については想定値とおおむね同水準であり、余剰売電比率についても同様に同水準でございましたので想定値については据え置くこととしてはどうかと考えております。自家消費分の便益については、昨年度設定した 26 年度の想定値をやや上回るという水準になっておりますが、ウクライナの影響を受けた 21 年、22 年を含んだ水準となっている点を踏まえまして、引き続き動向を注視することとし、想定値を据え置くこととしてはどうかと考えております。

以上を踏まえまして想定値について、88 ページ目のおおむねコストデータに基づいた想定値を整理してございます。

89 ページ目以降、新たな発電区分の創設に関する検討ということでもあります。次世代型太陽電池、ペロブスカイトの太陽電池、産業競争力と再エネの導入拡大の両立という観点から社会実装を進めているところであります。

一方でFIT/FIP 制度との関係について、本委員会において昨年度もご議論をいただいております。国民負担の抑制、適切な自家消費を促すという観点から、発電コストが電力料金水準未満になる時点を目安に新区分による支援を開始する方向で検討を継続し、

今後は自立化に向けた官民連携による取り組み、予算による導入支援の状況を確認していくということが昨年度の委員会において確認されております。

その後、この次世代型太陽電池については2030年を待たずにGW級の生産体制の構築、2040年には20GWの導入を目指していくという方針を定めながら、全国各地でのペロブスカイトの社会実装、量産化に向けて3,000億円規模の設備投資が発表されているなど動きが始まっております。今年度からGXの予算を使った需要家向けの導入補助が開始されるなど、社会実装に向けた取り組みが進められているという状況でございます。

こうした中で、ペロブスカイト太陽電池、早期の社会実装を進めていくことは必要ではありますが、FIT/FIP制度との関係については、国民負担の抑制、昨年度議論したとおり、適切な自家消費を促すという観点などを踏まえまして、昨年度の委員会でも提示された方向での議論、検討を継続し、予算による導入支援の状況やコストの低減状況を引き続き確認していくこととしてはどうかしております。

91ページ目以降、次世代型太陽電池戦略の主なポイントについて参考資料を付けておりますが、説明は割愛させていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上です。

○秋元委員長

ご説明いただきましてありがとうございました。それでは今の事務局からのご説明を踏まえてご議論いただければと思います。ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。そのほかもし何かトラブルやご不明点などございましたら、事前に事務局より連絡いただいたメールアドレス、連絡先までお知らせください。

それではいつもでございますけれども、あいうえお順でご指名させていただければと思います。いつも申し訳ございません、安藤委員、お願いできますか。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。今年もよろしく申し上げます。まず、大部にわたる資料をご説明いただき、ありがとうございました。また、全体を通じて非常に丁寧な分析、確認がされているといったように感じております。よって全体としては賛成なわけですが、私から3点コメントがございます。

まず2026年度のお話のところで、32ページあたりから資本費の内訳を含めてこのようにデータがパネル、パワコンなど分けて提示されているわけですが、この数字は名目の数字ということでおおよそですね。2022年ぐらいからインフレが2%、3%、消費者物価指数で見られるということで、その前のデフレまたはゼロ金利の時代とは違ってこの数字というのは、2022年以降は少し見方を変えなければいけないものだと思っております。

というわけで、ここではコストが全体的に下がっているというわけですが、物価が上がっている中でこのように資本費の内訳が下がっているということはこの見た目よりもさらに下がっているといったことで、喜ばしいことだと感じています。

その上で、58 ページの 2027 年度以降の事業用太陽光（地上設置）について F I T / F I P 制度における支援の対象外とする。この結論に賛成します。これはそもそもこの F I T / F I P という制度は自立を目指していた制度であるということで、非常にありがたいというかおめでたいことだとも感じています。その上で、地上設置のものが今後も自立的に導入されていくといったことに期待したいと思っています。

またその上で一番下を書いてある点であります。政策的な支援が必要な太陽光発電というものがどのようなものかということについて来年度の本委員会で検討、決定するとあるので、私もよくこの点について勉強しておきたいなと、準備しておきたいなと感じております。

最後に、78 ページの支援期間の短縮のお話がありました。F I T を前提としないビジネスモデル、これをある程度理解を深める、構築するためにまだ時間がかかるということで、2029 年から開始するといったことを前提に今ここではまとめられていますが、この上にかかれてある形での事業者や家庭等から懸念が示されたといったことについて、この仕組みというのは選択性ではなく、このままいくとすると 2029 年から短縮型になるといった時に、この住宅用の太陽光というものが意思決定にどのような影響を与えるのか。

新築の場合には、新築するタイミングを遅らせたり早めたりということはあまり考えにくいと思いますが、既築の場合に、今から太陽光発電を屋根に乗せるといったような場合に駆け込みが起るのか先送りされるのか、どのような影響が出るのかなということ少し検討しておく必要があるかなとは感じました。私からは以上です。全体的に賛成しています。ありがとうございました。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして、岩船委員お願いできますか。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。本年もよろしくお願いたします。全体、丁寧にご説明いただいて、幾つか気になった点を申し上げたいと思います。まず地上設置のほうです。やはり太陽光が自立できる水準になってきたというのは、特に今の風力の状況とかを考えれば期待できる再エネということでありがたいことだなと思いますし、価格水準だけ見れば支援を減らしていく段階にあるというのは F I T / F I P から卒業するレベルになってきたというのはごもっともだと思いますし、基本的な方向には賛成したいと思います。

ただ、安藤委員からもお話ありましたように、さらに政策的な支援が必要なところというのが、どういうところで F I T / F I P 支援が必要なのかとか、そのあたりもう少し事業者さんの声を丁寧に拾っていただきたいな、なぜそれが必要かということも含めて拾っていただければありがたいなと思いました。

特に地上設置はいろいろな逆風が吹いていて、なかなか地域で受け入れ難くなっている

ような局面でもあるので、地域共生という意味で受け入れていただくためにはいいものを入れていかなくてはいけない。

その中で、例えば同じ太陽光事業者団体さんがこういうものならいいとかいうふうに認定していくとか、何らか身内がきちんと判断してそこを評価していくみたいな仕組みがあったら、もしかしたらもう少しいいPVとあまり良くないPVという仕分けができていって、そういうきちんとした認定があればもう少し地域でも受け入れていただきやすくなったりするということはあるのかなと少し思いました。ご検討いただければと思います。

次に73ページのところで、これはもしかしたら私、前にも聞いているかもしれないです。この後、家庭用のほうもあったと思うのですけれども、この自家消費の便益の単価なのですけれども、これは賦課金が入っているのでしょうか。普通、4円とかにもうなっていると思うのですけれども、もし入っていないとすればこれに自家消費の価値というのはかなりさらにもっと高くなっていると思いますので。特に先ほどの家庭用の単価を聞くと少し安すぎるなという印象があったので、そこを教えていただきたいと思いました。入っているのであれば入っているように読めるように書いていただきたいと思いました。そこも含めたものが本来の自家消費の価値だと思います。

次が78ページのところです。階段型の件です。こちらは事業者、ご家庭からの懸念という話をしているといつまでたっても終わらないなど。次の時点でもまた同じような話が出てくるということだってあり得るかなという気もちょっとしています。ただ、基本的にはこれは支援促進のための制度だったので、確かにあまり懸念があるようだったら無理はしたくないというお気持ちもわかりますし、階段型にすることのデメリットというのはそこまで大きくないような気がしますので、あまり強く反対する気はありません。

ただ、真ん中のあたりですよ、前にPPA事業者によるFIT制度を前提としないビジネスモデルの構築に向けた協議が金融機関との間で一定の期間を要するという話があって、確かにこの制度の導入がとてもし猶予期間が短かったので1年ぐらひはPPA事業者さんが金融機関と交渉するのに時間はもう少しかかるだろうと思って私はここに賛同したのですけれども、もう一年伸ばしても駄目って一体どんな議論なのだろうという気もしています。

ここはもう少し、私はPPA事業者さんなり金融機関さんに頑張っていたきたいポイントだなと思います。いつまでもこんなことを言っていて支援制度に依存しているようなものではなくて、なるべく自立していくというのが本来の姿だと思いますので、私はここはできれば手離れよく、きちんと本当はこの階段ではなくて終わらせてほしかったなという気はしています。ただそこまで、これで国民負担がものすごく増えるとかいう話ではないと思いますので強くは反対しません。

ただ、一般家庭が懸念を示しているという話もあるのですけれども、一般家庭がいろいろな設備を入れて完全に経済的にメリットがある、少し損をしてしまうリスクがあるというのはこの家庭用PVに限ったことではないと思うのです。いろいろなものを各ご家庭

は購入されていると思いますし。なのであまりここを、ご家庭のためにというところを強く言い過ぎるのはどうなのかなという気も正直言ってしました。このあたりですね。

ただ、基本的に全体を通してやはり私もコストの内訳も含めて丁寧な分析をしていたのはありがたいなと思いますし、FIT/FIPから外れることでこの丁寧な分析ができなくなるというのは少し心配しているところなので、何とかしっかりデータを継続的に取るような仕組みを入れていただきたいと思いました。長くなりました。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続いて、大石委員お願いできますか。

○大石委員

大石です。本年もよろしくお願いいいたします。まず私からは質問といいますか、教えていただきたいことがあります。ご説明の中で、21 ページ、22 ページのところ、国として検討し、今後、今まで出てきたようなひどい太陽光というのがなくなるようにということで、あらゆる省庁で協議いただいてこのようなパッケージを作っていたということで大変ありがたいと思っております。FIT/FIPにかかわらず、今後は国民が安心して太陽光発電を選べるということは大変好ましいと思っております。

ただ、大規模太陽光発電事業者、メガソーラーに関する対策パッケージということで、メガソーラーということになると私のイメージではもっと大きな事業者さんに対するものかなと思っております。今回のFIT/FIPとはまた別だとは思いますが、10 kW以上の地上設置の区分とこの大規模太陽光発電という区分というものの関連がどうなっているのか、もしご説明いただければありがたいなと思ったのが第1点です。

それから2点目としては58 ページのところです。もう今までもいろいろな委員からご意見が出ていましたように、これまでいろいろな太陽光の問題事例もあったということもあり、今太陽光に対する国民の目が大変厳しくなっているというのは大変残念なことだと思っております。

やはりまだまだ再エネの導入が十分でない中、これからも太陽光というのは特に日本にとっては重要な分野だと思っておりますので、導入が促進されることが必要だと思っております。10 kW以上の地上設置の扱いについて最終的には今後ということなのですが、やはり全ての事業者さんが自立できる状態なのかということそこまでは行っていない。特に大規模なものは別として、地域共生として必要なものがあるのではないかとこのはずと懸念しております。

そこで、この②のところの地域共生が図られた形で導入される太陽光発電ということで、先ほど安藤委員も岩船委員もおっしゃっておられましたけれども、私が思いますに例えば営農型の太陽光ですね。今耕作放棄地が大変増えている中で今後バイオマス、農産物はますます必要になってきます。それが農産物の収入もあり、しかも太陽光の収入もあるとい

うことになるので農家の方にとっても大変好ましいでしょうし、それから国民にとっても農作物ができる、バイオマスが増えるということは大変ありがたいと思います。

これも農水さんが適切なる営農型の太陽光というのは何かというのをきちんと精査してくださっているというお話でしたけれども、例えば千葉の匝瑳市などでは大変模範となるそういう営農型の太陽光の事業者さんもいらっしゃいますので、そういうものを参考にし、実際に地域の共生が図られた有効な太陽光発電についての支援というのは今後も考えていくべきではないかと思っています。

それからこれは以前も申し上げましたけれども、今回地上設置の10kW以上の区分をもしなくすということになりますと、今まで廃棄リサイクルの積み立てが行われてきたものが今後宙に浮くような形になります。これはFIT/FIPの太陽光に限らず、全ての太陽光発電のパネルの廃棄リサイクルというのは今後の大きな課題になると思いますので、そのあたりにつきましてはきちんとその後の対策というのを講じた上でということをお願いできればと思います。

それから最後、初期投資支援スキームの話、77ページ、78ページで、先ほど岩船委員からもお話がありましたけれども、住宅用の太陽光発電につきましては投資ではないと思うのです。事業者さんの場合には投資をし、それをできるだけ早く回収するというのは大きな目的の1つではあると思うのですが、普通の消費者が住宅に太陽光を付けるというのはそれこそ災害対応のこともありますし、それから電気代が上がった時に自家発電で何とか賄えるようにということがあって、決して投資目的で付けるわけではないので、そういう意味では、今ここで議論されている早期の自立のための短縮というのが果たして本当に目的として合っているのかというのは、今後も検討していく必要があると思っています。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして、松村委員お願いします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえますけれども、もうちょっと近づいていただくといいかもしれません。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、今は大丈夫です。

○松村委員

はい、発言します。事務局の整理、全て丁寧に合理的に整理していただいたと思います。事務局の方針を全て支持します。その上で何点かコメントをさせていただきます。

まず一般論としてFIT/FIPから卒業し、外すことが起こった時に、共連れでほかの支援も外れることが、別種の電源で実際に起こっていると私は認識しています。

今回卒業することがあったとしても、もう要らないから冷遇するということではなくニュートラルに外すということだと思います。もし万が一ほかのところ共連れで何か外れる、何か不都合が起こるようなことがあれば、この調達価格等算定委員会の役割ではないと思うのですが、ぜひそのようなことにならないように、別の支援がこの理由だけで薄くならないように注視していただければと思います。

私自身が関与している委員会でそういうことが出てくれば、そういう意図で外したのではないということ、今回のケースに限らずあらゆるところで外れるということがあったとしても、もしそのような意図ではないということであれば、そのように発言するつもりです。そのようなことが起こらないように、支援不要と完全に決めることを意味していないということは、注意深く説明していく必要があると思いました。

次に、屋根置き太陽光については前回と全く同じことを言って申し訳ないのですが、地域共生が相対的に図られやすく外部性の問題が起きにくい。ある種のコストがより高くなる面があるので優遇することもあると思うのですが、外部不経済がより起きにくい電源という認識が全体として貫かれていると思います。しかしこれは今のところそうだといいこと。今後もし屋根置きでいろいろな不祥事が出てくる、例えばいい加減な施工をした結果として、たいして大きくない台風なのにもかかわらず簡単に飛んでしまうとかということがあって、近隣に大きな迷惑をかけることが頻発すると、当然全く違った議論になると思います。事業者の方はぜひこの点は認識していただいて、屋根置きは優遇される、これは既得権だと思わないように。大きな問題を起こしてしまえば当然に変わることは、当たり前のことではあるのだけれどもきちんと認識していただければと思います。

次に議論が出ている78ページのところ。29年度に支援期間の短縮の適用を開始することを基本とするというのは、私は正直残念です。つまり遅すぎること。しかし一方で消費者にきちんと理解していただくためにはそれなりの時間がかかる、金融機関との交渉にそれなりの時間がかかることをある意味で最大限に酌み取ってこんなに遅くしたと理解しています。従って29年度からは短縮の適用が開始されることを強く期待しています。

もしこれがまた28年度とかになってまだ足りないとかということが言われて、さらに1年延長する、2年延長する、3年延長するなどということになったら、こういうところで経産省が「基本とする」と言ったことの信憑性とか信頼性、その言葉の重さに対して著しく弊害をもたらすと思います。とても大仰なことを言えば経産省の信頼性も失われて

しまうなどということにだつてなりかねないし、さらにこの委員会の信頼性も失うことになると思います。

29年度まだ委員にとどまっている方は、これに関してもし方が一延期などということが出てきたら、強く反対する覚悟なしにこの事務局案に賛成などと安直なことは言うてはいけない。その可能性が十分あると今思っているのであれば、その点についてはもう少しきちんと議論すべきだと思います。いずれにせよ29年度からはちゃんと始まることを強く期待しています。

これに関しては既にきちんと示されているとおり、実際の今足元で出ている買取価格を見れば、そっちのほうが消費者にとっても有利なのはもうかなりの程度明らかだし、ずっと業界も主張しているインフレが進むことがあれば、常識的に考えればその価格は上がるはず。にもかかわらず、名目値で固定するほうが消費者にとっても有利だというのは、消費者にちゃんととともに説明する能力がないということ、業界がその能力がないということを示しているのではないか。あるいは金融機関がそれで応じない、固定価格でないと応じないということだとすると、それは日本の金融機関の能力が低すぎるのではないか。FITという制度によってある種能力の低い事業者というのを甘やかして増殖させてしまって、それで市場が全部占有されてしまう状況にしてしまったのではないかという疑念は、言い過ぎではあるのですが、そんな疑念すら起こりかねない議論ではないかと、とても懸念しています。

これでも29年度にちゃんと始まるということであれば、今の私の発言は杞憂だったというか、言い過ぎだったということは明らかになると思います。29年度に始められないなどということになったら本当に情けない業界だと見なされてもしょうがないのではないかとすら思っています。

最後にペロブスカイトの議論が少し出てきて、今後ということだと思います。この委員会のマターではないのかもしれないのだけれども、もし導入するとすれば、ぜひFITではなくFIPで支援することを基軸に考えていただければと思います。ペロブスカイトの特性からして、壁に貼り付けるだとかガラス面に付けるだとかが可能。南面だけに貼り付けられるのではなく、場合によっては西の方角の壁であっても貼り付けてもらうことは社会的な価値が高いと思います。

それはどうしてかということ、kWhは減るかもしれないけれども西日による発電量が増える。市場価格を見ていけば明らかですが、点灯時間帯に近い時間帯のほうが価格は明らかに高くなることを考えれば、kWhが稼げる南面ももちろん推進すべきですが、西あるいは東の面であったとしても普及してほしいというようなことはあると思います。これは明らかにFIPだとkWhが減ることが著しく不利にならない制度になっているはずなので、頭の整理をする時にはぜひFITではなくFIPが基軸になるように議論が進むことを期待しています。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員長ですが、委員として少しだけ私からも発言したいと思います。ほかの委員もおっしゃいましたけれども、私も事務局資料は非常に丁寧にデータ分析をされていて、その中で合理的な案を出していただいていると思っていて、全部の案に関して賛成でございます。

賛成なのですが、その上で2点だけコメントさせていただきたいと思いますが、1つやはり大きいのは、ほかの委員もおっしゃいましたけれども、地上設置の事業用太陽光の取り扱いということで、2027年度以降ということかと思えますけれども、58ページ目にありましたように幾つかの内容、ここでは①～④ということで整理されていたと思えますけれどもこのとおりだと思っています。

それで総合的に判断する結果として、FIT/FIPからの支援の対象外という扱いということで賛成したいと思います。これはほかの委員もおっしゃったように大変な成功事例ということで、コストが下がってきてFIT/FIPから外れる時期になったということだと思っていて。他方、若干ここに来て一部の事業者の不適切な案件ということで、ここでは④の負の外部経済性ということで整理されていますけれども、そういうことも踏まえながらトータルとして見た時にこのタイミングで外すということは合理性があるという判断でありまして、私もそれに賛同するものでございます。

2点目はペロブスカイト太陽光の件ですが、この扱いも私も適切と考えています。ペロブスカイト太陽電池に関しては大変大きな期待があるわけですが、まだやはり価格が高いということだと思っていて、FITもしくはFIPで支援をするということでありまして、場合によっては非常に大きな国民負担になりかねないということがございますので、予算による導入支援ということをまずは優先させていって、コスト低減の動向を見極めながらFIT/FIP対象のタイミングを見計っていくということが適切かなと考えているところでございます。

そういう面で、ここも含め、全部事務局案に賛成するということでございます。それでは一通り委員からご意見を頂きましたけれども、事務局からご回答等ありましたら頂ければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

秋元委員長、ありがとうございます。事務局です。まずご質問いただいた点からご回答申し上げます。

大石委員から、21ページ目、22ページ目の大規模太陽光発電、メガソーラーに対する対策と、今回10kW以上としたということとの関係についてご質問いただきました。

まず政府としてこの対策パッケージをまとめましたのはいわゆる大規模ですね。これは1メガとか、1メガを少し切るようなものもありますけれども、そうした規模の太陽光発電において、地域との共生上の課題が顕在化してきている中で適切に法的な規制を実行し

ていくという観点から、関係省庁連絡会議の下で対策のパッケージを取りまとめたというものがまずこの大規模太陽光発電事業、メガソーラーということです。

明確な定義はありませんが、念頭に置いておりますのは1メガとかそれよりも超えるような大きな規模ということを念頭に置きながら対策のパッケージをまとめております。

一方で、今回10kW以上の太陽光発電についての27年度の取り扱いを提起させていただきましたが、こうした地域共生上の課題というものはFIT/FIP制度の中ではその他勘案事項として勘案することにはなりますが、主としてFIT/FIP制度上における27年度以降の事業用太陽光発電につきましては、技術の進展状況、コストの低減状況、最新のコストデータに基づきまして自立化が到来してきているということがこの58ページ目の議論の背景としてあることだと考えております。

そうした技術動向に着目をしてみますと、10kW以上の地上設置型について規模にかかわらず費用が低減してきておりまして、自立化の状況が到来してきているということからこの58ページ目の内容を今回提起させていただいたということでございます。

続きまして、岩船委員からご質問頂きました家庭用大手の電力会社の価格の中に賦課金単価が含まれるのかというご質問ですが、この大手電力の料金単価の中には賦課金が含まれるというものとなっております。

続きまして、委員の皆さまからそれぞれコメントを頂きました。全てきちんと承りながら検討を進めていきたいと考えております。特に27年度以降、地域との共生がされた太陽光発電についてどういう類型があるのか、どういう切り出し方があるのか、それはFIT/FIP制度で実施すべきなのか、あるいは補助金制度の中で取り扱うべきなのか、そうした区分についてFIT/FIP制度の中ではかなり類型が切り出せて全国で運用できるようなものに絞らざるを得ないという実情もありますので、こうしたFIT/FIP制度の状況も踏まえながらどういう類型を切り出すことが適当なのかということについて、大量導入小委員会などでも議論をしながら、頂いたコメントを踏まえてしっかりと議論していきたいと考えております。

大石委員からご指摘いただきました営農型についても、こうしたものをしっかりとFIT/FIP制度の中で切り出して支援をしていくことができるのかできないのかということについて、農水省ともよく連携をしながら検討を深めていきたいと考えております。

また、FIT/FIP制度から外れるものについても、大石委員から廃棄について適切に実施していくということについて、まさにそのとおりだと考えております。

元々廃掃法に基づきまして、事業終了後、廃棄物となった太陽光発電設備については適正な処理を行うということが法的に義務付けられております。こうした法的な義務に上乗せをする形で、FIT/FIP制度の中では交付金の中から一部留保する形で廃棄等積立費用を取ってございましたが、FIT/FIP制度の支援というものがなくなりますと、廃掃法という法律に基づいてしっかりと各事業者にとって義務付けられる形で廃棄をしていただくということがまずは基本となります。よく状況を注視しながら、適切な廃棄、その

先のリサイクルということを促していきたいと考えております。

松村委員から頂いた、他の支援制度において、特に今回 27 年度の新規の地上設置型の F I T / F I P 制度上での廃止ということをもって、それだけをもって何か不利益な取り扱いということをするということにはわれわれとしては全く意図はしておりません。あくまでコストデータに基づいて F I T / F I P 制度の中で自立化が到来したと、技術の進展状況を踏まえたある種の政策としての 1 つの到達点だったと考えております。頂いた指摘をよく踏まえたいと考えております。

あと、住宅用の屋根設置型についての初期投資支援スキームについての支援の形態ということでもあります。あくまで今回、導入支援、加速をしていくために初期投資支援スキームを導入したものでありまして、自立化ということを目指していくというのは F I T / F I P 制度を超えて再エネ全体の中で目指していくべきところであるとは考えつつも、かなり一部の業界あるいはご家庭も含めてご心配の声も頂いたものですから、導入促進で入れたという制度との関係の中で、理想論としては早期に短縮をしていくということは前提としつつ、2 年間の猶予期間をさらに設けるというそういう提案をさせていただいております。

松村委員からご指摘いただいた点は重々踏まえて、29 年に短縮の適用を開始することを基本とするということを経産省として提案した、そして算定委員会においてご意見を頂いたということの重みをしっかりとかみしめて、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

また大石委員から頂いたご家庭は必ずしも投資ではないという点は、われわれとしても承知をしております。経済性をもって合理的に太陽光発電をご家庭に設置するということの意味合いで投資という言葉、投資支援スキームという言葉で説明をしておりますが、ご指摘の点も重々踏まえて、ご家庭の状況を考えながら制度設計をこれからも進めていきたいと考えております。

それとペロブスカイト、次世代型太陽電池について、秋元委員、松村委員からご指摘いただきました。自家消費を促していく、仮に F I T / F I P 制度で応援するにしても、F I T ではなく F I P だというご指摘だと理解をしております。まさにそのとおりだと考えております。このペロブスカイトについても、技術の進展状況、導入状況をよく見極めながら、F I T / F I P 制度で応援することが適当なのか。適当だとした場合にはどういう形態なのかということについては、引き続きよく状況を注視しながら、本委員会においても状況をご報告しながら審議を続けていただけたらと考えております。事務局からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員から追加でご質問、コメント等ございましたらお願いいたします。声を挙げていただいて構いません。

よろしゅうございますか。ないようですのでここで質疑を終わりたいと思います。本日、大変ご熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。一応今日の議論を少し振り返ってまとめておきたいと思います。

今日は太陽光発電ということでございますが、まず①番として2026年度の価格、そして②として2027年度以降の地上設置型事業用太陽光の取り扱い、③2027年度の価格、そして④初期投資支援スキーム、そして⑤として新たな発電設備区分の創設についてご議論いただきました。

その上で、2026年度の価格については地上設置型事業用太陽光に関しては、最新のコストデータに基づき、50kW以上のシステム費、全体における土地造成費、接続費について既に設定されている想定値を上回っており、自立化に向けた取り組みがなされていること、土地造成費、接続費については特に効率的に実施されている場合においてもコストデータに上昇が見られることが確認されたこと、システム費については足元においてはコストデータの上昇が継続的に見られていることも含めて総合的に判断し、改めて設定すること、その他の項目については据え置くことということ、屋根設置型事業用太陽光に関しては想定値を据え置く、そして住宅用太陽光に関しては想定値を据え置くことについて事務局から提案を頂いて、委員の皆さままでご議論いただいたわけでございますが、異論がなかったと思います。

そして②として、2027年度以降の地上設置型事業用太陽光の取り扱いということでございますが、2027年度以降の新規案件についてはFIT制度開始以降、認定量、導入量ともに大幅に拡大してきたこと、FIT制度開始から現在にかけて全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現されてきたこと、コスト効率化に加え、PPAによる収益の確保等によってFIT/FIPによらない案件の形成も見られるようになってきたこと、最後に自然環境、安全、景観等の地域共生上の課題が顕在化し、いわゆる負の外部経済性が生じているのではないかと指摘がなされる状況に至っていること等を総合的に判断して、FIT/FIP制度における支援の対象外とすることについても異論がなかったと思います。

3番目でございますけれども、2027年度の価格について屋根設置型事業用太陽光に関しては想定値を据え置くこと、住宅用太陽光に関しても想定値を据え置くことについて、こちらも異論がなかったと思います。

初期投資支援スキームに関しては、FIT制度を前提としないビジネスモデルの構築や自立化に向けた業界団体等の取り組みの継続を前提としつつ、2029年度に支援期間の短縮の適用を開始することを基本とすることについても、この期間についてはこれ以上伸ばさないようにというご意見はあったと理解しておりますが、おおむねこの案についても異論はなかったと思います。

最後でございますが、新たな発電設備区分の創設に関して、国民負担の抑制と適切な自家消費を促す観点から、発電コストが電気料金水準未満になる時点を目安に新区分による

支援を開始する方向で、来年度以降の調達価格等算定委員会で議論を継続しつつ、引き続きペロブスカイト太陽電池の量産化、低コスト化に向けた状況や予算による導入支援の状況を確認していくことについてもおおむね異論がなかったと理解しております。

以上、今日の議論のまとめでございますが、もし何か今の点についてご発言希望の委員の皆さまいらっしゃいましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは以上で本日の議事は終了となります。最後に、事務局より次回の開催について一言お願いいたします。

○事務局

事務局です。次回の委員会については、経産省ホームページにおいてお知らせのとおり、1月8日木曜日、明日午後3時より開催いたします。連日の開催になりますが、よろしくお願いいたします。

3. 閉会

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第110回調達価格等算定委員会を閉会いたします。どうもご参集いただきまして、ありがとうございました。